

意見募集案件	屋外広告物条例(案)
担当課	企画財政部 都市計画課 電話 011-372-3311 内 3623

意見募集期間	令和 3 年 12 月 15 日(水) から 令和 4 年 1 月 13 日(木) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(都市計画課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 12 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>企画財政部都市計画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: toshik@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和 4 年 1 月下旬 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>現在、北海道屋外広告物条例の適用区域である、北海道ボールパークFビレッジ(以下、Fビレッジという。)及びその周辺地域において、きめ細やかな広告景観の形成を市が主体的に行っていくため、北広島市独自の条例を制定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙「屋外広告物条例の制定について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>屋外広告物法</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>Fビレッジ及びその周辺地域において、良好な景観形成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止を目的に、屋外広告物に対して必要な規制を行います。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p> <p>北海道屋外広告物条例、小樽市屋外広告物条例</p>
対象となる政策等 の原案	
その他	パブリックコメント後のスケジュール ・令和 4 年 3 月下旬 公布 ・令和 4 年 6 月上旬 施行